

学校体育施設の開放事業 利用の手引

令和7年12月現在

1 開放施設

施設名	使用料
体育館	1時間 270円 2団体で利用の際は1時間 135円、3団体で利用の際は90円
第一小学校屋外運動場 ・夜間照明設備	夜間照明 48灯=1時間／コイン2枚 屋外運動場：1時間 550円、夜間照明設備：1時間 760円
第二小学校屋外運動場 ・夜間照明設備	屋外運動場：1時間 550円、夜間照明設備：1時間 120円
第一中学校テニスコート	屋外運動場：1時間 550円、夜間照明設備：1時間 130円

2 開放期間及び時間

施設名	期間	時間	
体育館	・第一中学校 ・第二中学校 ・第三中学校 ・第二小学校	4月1日～3月31日 (12月29日～翌年1月3日までを除いた日)	午後7時00分～午後9時00分 ※利用可能日は毎週(月)～(土)
屋外運動場 夜間照明	・第一小学校 ・第二小学校 ・第一中学校 (テニスコートのみ)	4月1日～11月30日	午後6時30分～午後9時00分 ※利用可能日は毎週(月)～(土) ※第一中学校テニスコートは 午後7時00分～午後9時00分

※ 上記期間内でも、学校の行事などにより利用できない日があります。

※ 学校において体育館は入学式や卒業式で使用し、思い出を刻む大切な場所ですので、注意して使用してください。

3 利用手続き

(1) 団体登録

ア 利用できるのは喜多方市教育委員会に登録をした団体で、その団体の登録要件は次のとおりです。

(ア) 喜多方市内に在住又は在勤(在学)する者で構成すること。

(イ) 10人以上で構成し、成人の責任者がいること。

イ 団体登録は、喜多方市教育委員会に団体登録申請書を提出し、登録証の交付を受けます。なお、登録は年度ごとになります。

(2) 利用申請

ア 各団体は、利用しようとする月の前月5日(5日が休日の場合はその翌開序日)までに利

用申請書を喜多方市教育委員会生涯学習課に提出してください。提出のない場合は利用を許可しません。

イ 利用を希望しない場合にも、申請書に×を記入し提出してください。

(3) 施設使用料の納入

- ア 喜多方市立学校施設使用料条例に基づき、指定期日までに施設使用料をお支払いください。
- イ 使用料の減免措置があります。喜多方市立学校施設使用料条例に規定する減免基準に該当すると思われる団体は、減免団体登録の手続きが必要となりますので、「喜多方市立学校施設使用料条例第3条に基づく減免届」を団体登録の際に提出してください。
- ウ イにおいて減免団体と認められた団体は、(2)アとあわせて減免申請書を提出してください。
- エ 施設使用料は、原則、返還しません。しかし、利用者の責めに帰さない場合や、5日前までに申し出があった場合など返還することができますのでお問い合わせください。

(4) 利用方法

- ア 遵守確認書を提出した団体の代表者又は責任者は利用する際にキーボックスから鍵を取り出し、施設を解錠し、利用を開始してください。
- イ 活動終了後は、直ちに体育用具を利用前の状態に回復し、施設を清掃してください。
- ウ 利用後、施設内の消灯、及び施設の施錠を行い、利用日誌をWEBにて報告してください。
(施設に設置してあるファイルにQRコードが設置してあります)
- エ 許可を受けている日に利用を中止する場合の連絡は、必要ありません。但し、利用の有無を確認するため、許可を受けている日について利用しなかった旨を、利用日誌(WEB)により報告してください。

また、使用料を納入している団体については、利用者の責めに帰さない場合や、5日前までに利用を中止する場合は生涯学習課にご連絡ください。(17時15分以降及び閉庁日の場合、後日電話もしくはメールにてご連絡ください。)

4 施設利用上の心得

(1) 利用団体の遵守事項

- ア 利用時間を厳守すること。利用時間は、後片付け及び施錠を含めた時間であるため、午後9時までに消灯して施錠すること。
- イ 利用許可書記載の目的以外には利用しないこと。
- ウ 利用する施設以外の場所に立ち入らないこと。
- エ 火災防止、事故防止等の安全確保に努めること。
- オ 利用時に事故が発生した場合は、原状回復の措置を行い、翌日速やかに利用学校及び生涯学習課へ内容と対応について連絡すること。その後、報告書を生涯学習課に提出すること。
- カ 学校施設内での飲酒、および物品の販売行為を絶対にしないこと。
- キ 学校敷地内へのゴミ等の投げ捨ては絶対にせず、各自で持ち帰るよう団体の責任において構成員に指導すること。
- ク 学校敷地内は完全禁煙となっているため、敷地内での喫煙は絶対にしないこと。
- ケ 子どもをつれてきたときは、団体の責任において危険な遊びや施設の破損などのないように目を離さないこと。
- コ 校庭には車を乗り入れないこと。車は学校敷地内の既定の駐車スペースに駐車し、路上駐

車は絶対にしないこと。（※喜多方市教育委員会は、駐車中の車両の損傷等についての責任を一切負いません。）

サ 利用団体の構成員はスポーツ安全保険に加入することが望ましい。

（2）体育館利用の場合

ア 清掃を必ず実施すること。特にトイレ清掃は当番を決めて実施すること。
イ ステージには上がらないこと。
ウ 防球ネットを使用すること。
エ 屋内用の用具を使用すること。（屋外で使用している用具持ち込まないこと）
オ 施設に設置されているもの（ラインテープ等）の移動は行わないこと。

（3）夜間照明設備利用の場合

ア 第一小学校夜間照明は、指定されたコイン以外は絶対に使用しないこと。
イ 駐車場は、第一小学校では体育館南側もしくは厚生会館駐車場を利用し、校庭の北側（グラウンド内）及び西側車道上には絶対に駐・停車しないこと。
第二小学校では、校舎北側駐車場を利用すること。
ウ トイレは、第一小学校ではグラウンド内のトイレを使用すること。
第二小学校ではプール内のトイレを使用すること。
エ 第二小学校校庭においては、サッカーのシュート練習を行う場合校庭西側へ向けて行わないこと。
オ 雨天の場合、使用料を納入している団体は利用の有無を生涯学習課へ連絡すること。（17時15分以降及び閉序日の場合、後日電話もしくはメールにてご連絡ください。）

喜多方市教育委員会

【事務担当】生涯学習課スポーツ振興班

TEL 0241-24-5327

FAX 0241-25-7075